

議案第 40 号

伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

（平成 24 年 4 月 1 日における号給の調整）

- 21 平成 24 年 4 月 1 日において、第 17 条の 2 に規定する管理職手当の支給を受ける職員以外の職員であって、その職務の級における最高の号給を受ける職員以外の職員（第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員にあつては、平成 19 年 1 月 1 日において、その職務の級が 4 級以下の職員（同年中において職務の級が 5 級となった職員を除く。）に限る。）のうち、平成 21 年 1 月 1 日において第 4 条第 3 項の規定により昇給した職員及び（同日における昇給の号給数の決定の状況等を考慮して規則で定める職員を除く。）当該職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成 24 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。
- 22 伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 47 号。以下「育児休業条例」という。）第 11 条第 1 号に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 46 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により

定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

23 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

24 育児休業条例第15条第2号に規定する短時間勤務職員に対する第17項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。